



山梨県喀痰吸引等研修（第3号：特定の者対象）について



介護福祉士※1や介護職員がたんの吸引等を業務として行うためには、喀痰吸引等研修を修了し、所属する事業所が県に登録されている必要があります。たんの吸引等が必要になりましたら、実施前に認定特定行為業務従事者認定証を取得する手続きをしてください。

在宅のサービス事業所等に所属し、特定の利用者※2に対してたんの吸引等を行う場合は、第3号研修の対象となります。第3号研修は、利用者と介護職員との個別的な関係性が重視されるケースに対応した内容となっています。

※1 平成27年以降に卒業した介護福祉士は実地研修のみで可

※2 不特定多数の利用者を対象とする場合には、第1・2号研修を受講して下さい。

（第1・2号研修に関する問い合わせ先：山梨県健康長寿推進課）



【喀痰吸引等研修（第3号研修）の流れ】

1. 基本研修

まずは、基本研修を受講して下さい。基本研修は登録研修機関（HPにて研修機関をご確認ください）で開催しています。修了した方のみ、実地研修を行うことができます。

・研修内容：テキストを使用した講義8時間 + シュミレータでの演習1時間、筆記試験

2. 実地研修

基本研修修了後、利用者の居宅等で利用者に対し、指導看護師等による実地研修を行って下さい。実地研修にあたっては「山梨県介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（第3号・特定の者対象）実地研修に関する実施要領」をご覧ください。

※喀痰吸引等研修の指導者になるための講習（指導者養成講習）は、障害福祉課で随時受け付けています。申請書類をホームページからダウンロードし、受講申込書（別紙様式1）、推薦書（別紙様式2）、医師免許又は看護師免許の写しを一括で【喀痰吸引等研修係】に郵送して下さい。

【指導者養成講習の受講要件】

・医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師は除く）で実務経験年数3年以上の者で、喀痰吸引等研修（実地研修）において講師又は指導者となることが可能である者

※1号・2号研修指導者の資格をすでにお持ちの方は、3号研修での指導も行えます。

☆研修に関するご案内については、全て山梨県障害福祉課のホームページに掲載しています。

【アクセス方法】

山梨県HP トップページ>医療・健康・福祉>障害福祉>障害福祉その他>

介護職員等によるたんの吸引等（第三号/特定の者対象）について

<http://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/kakutanshinsei.html>

3. 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

基本研修、実地研修が終わりましたら、実地研修報告書、交付申請書、その他必要な添付書類を一括して下記の送付先にお送りください。

○県への提出が必要な書類

【実地研修報告書】

- ① 実地研修報告書（様式 10）※実地研修指導者が作成
- ② 基本研修修了証明書（写し）
- ③ 喀痰吸引等研修にかかる同意書（様式 2）
- ④ 喀痰吸引等研修にかかる医師の指示書（様式 3）
- ⑤ 評価票（原本）

【交付申請書】

- ① 交付申請書（様式 5-2）
- ② 住民票（写しでも可）
- ③ 誓約書（様式 5-3）



送付先：〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県福祉保健部 障害福祉課 企画推進担当
喀痰吸引等研修（第三号）係 宛て

4. 審査の上、県から認定特定行為業務従事者認定証と実地研修の修了証明書を発行します。

全ての書類が整っていれば、1ヶ月程度で発行します。緊急・やむを得ない事情等でお急ぎの場合には事前にご相談下さい。

5. 登録喀痰吸引等事業者変更届を提出して下さい。

登録喀痰吸引等事業者が「喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿」を変更する場合、10日以内に登録喀痰吸引等事業者変更届（様式3-2）を提出してください。従事者の申請と同時の提出でも構いません。名簿には、変更があった部分だけでなく、現在たんの吸引等を実施している方全員について記載して下さい。

※ご不明な点については、
右記連絡先へお問い合わせください。

山梨県福祉保健部障害福祉課
企画推進担当
電話 055-223-1460
FAX 055-223-1464